

台風第19号での筑川樋門操作員退避に関する誤指示について

1. 概要

台風第19号への対応にあたり、名取川出張所において、筑川樋門の機側操作員（以下、「操作員」という。）への退避指示に誤りがあったことが、昨日判明しました。

筑川樋門操作員の退避判断水位は、「名取川水系名取川筑川樋門操作要領」（以下、「操作要領」という。）において筑川樋門外水位（筑川樋門から見た名取川側の水位）で規定されていますが、洪水予報の基準観測所である名取橋水位観測所（筑川樋門の上流に位置する施設）の水位を退避判断水位として取り違え、操作員に退避指示をしていました。

また、操作要領では、緊急を要する場合を除きゲートを全閉してから退避することが規定されていますが、操作員はゲートを開けたままで退避しました。

なお、操作員の退避後、名取川側の水位と旧筑川側の水位を遠隔操作システムにより確認するとともに監視カメラで現地の状況を確認し、遠隔操作によりゲートの閉扉を実施しています。ゲート開扉する際には、現地に操作員が赴き、名取川側の水位と旧筑川側の水位を確認して開扉しています。

現在、浸水域調査結果をもとに旧筑川周辺の浸水状況について、仙台河川国道事務所で、浸水過程の再現を図るための内水解析を進めており、結果がまとまり次第、年内を目途に宮城県及び仙台市とも連携して住民説明を実施するとともに、旧筑川周辺の内水対策について検討を実施する予定です。

《発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会》

【問合せ先】

東北地方整備局 仙台河川国道事務所
仙台市太白区あすと長町四丁目1-60
022-248-4131（代表）
事務所長 おくだ 奥田 ひでき 秀樹（内線201）

※カラーの資料については、事務所のHPの「緊急・防災情報はこちら」に掲載しておりますのでご覧ください。

策川樋門に関する経緯

台風第19号の対応において、策川樋門の操作員は以下の経緯で退避。

- 10月12日 15:30 名取川出張所から操作員に対し、18:00までに策川樋門へ入所するよう指示。
- 17:03 旧策川（全域）の洪水浸水想定区域に警戒レベル4、避難勧告発令（仙台市からのエアメール）
- 17:50 操作員が策川樋門に入所。
- 22:15 旧策川流域に避難指示発令。（仙台市からのエアメール）
- 22:19 出張所長が名取橋水位観測所の水位が7.28m（21:50）となったため、機側操作員退避判断水位7.2mを超えたと誤認し、操作員に対して退避を指示。名取川出張所へ退避。
- 22:50 名取川出張所の遠隔操作システムにより、外水位が内水位を上回ったことを確認するとともに、監視カメラで現地の状況を確認しゲートの閉扉を開始。
- 23:21 ゲート閉扉完了。
- 10月13日 1:20 事務所職員が旧策川沿川の巡視に出発。
- 1:31 水位データが更新されないことを確認。
- 1:35 策川樋門の（内水側、外水側とも）CCTVカメラ画像が映らないことを確認。
- 2:35 水位計の電源断の信号を把握。
- 2:55 事務所の職員による旧策川沿川の巡視完了。
- 3:30 名取川の水位が低下傾向にあり、酒田河川国道事務所からの排水ポンプ車が策川樋門に到着したため、操作員に再入所指示。
- 3:55 操作員再入所完了。停電、流木等で水位が読みとれなかった。
- 4:11 繊細なゲート操作で逆流しない事を確認しながら開扉。操作は、樋門に備え付けの発電機にて実施。
- 4:55 開扉完了。
- 5:00 ポンプ車排水開始。（5:20排水終了）
- 5:46 漏電ブレーカーが落ちていたことが判明、絶縁抵抗が良好な事を確認し、再度ブレーカーを上げ電源復旧。CCTVカメラ画像及び水位データが復旧。
※原因は漏電。風雨が強く電灯機器が浸水し一時的に漏電状態になったと推測

